



注文していないのに
なにこれ?!



令和3年7月6日以降

特定商取引法が改正されました

**一方的に送りつけられた商品は
直ちに処分可能に!!**

その1. 商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送りつけられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

その2. 事業所から金銭を請求されても支払い不要

一方的に商品を送りつけられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても応じないようにしましょう。

その3. 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送りつけられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら消費者ホットライン 188 へ相談しましょう



不審に思ったときは、警察や消費
生活総合センターへすぐに相談を!!

消費者ホットライン ☎188(いやや)
消費生活総合センター ☎256-0800

高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎ 075(801)1384 FAX 075(801)1385